



答 申 第 897号
令 和 2年 9月 2日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、令和2年9月2日付け神戸事第1021号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

子育てのための施設等利用給付認定（1号）申請の電子申請システムの構築について
（条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して）

- 1 幼児教育・保育の無償化事業の対象となる「子育てのための施設等利用給付」の認定申請にあたり、電子申請システムを構築して、インターネットを利用した申請受付を行うことは、市民の利便性の向上に寄与し、市民サービスの向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

子育てのための施設等利用給付認定（1号）申請の
電子申請システムの構築について
（条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して）

別紙
答申 897

《取扱情報》

子育てのための施設等利用給付認定（1号）申請にかかる情報

（保護者（申請者）情報）

- ・住所（現住所，前住所，転居予定住所）
- ・生年月日
- ・性別
- ・対象児童との続柄
- ・就業・就学状況
- ・電話番号
- ・生活保護適用状況
- ・ひとり親世帯状況（児童扶養手当の受給番号）

（対象児童の情報）

- ・氏名（漢字，カナ）
- ・生年月日
- ・性別
- ・利用予定施設，利用期間

（世帯員の情報）

- ・氏名（漢字，カナ）
- ・生年月日
- ・性別
- ・対象児童との続柄
- ・就業・就学状況
- ・同居，別居

（祖父母情報）

- ・祖父母の氏名，住所，年齢，就労状況

（個人番号）

- ・保護者，対象児童，生計を一にする世帯員全員の個人番号

（添付資料） ※必要に応じて原本または写しを提出

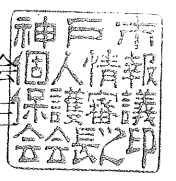
- ・ひとり親等医療受給者証，戸籍謄本，所得税確定申告書（自営業主の祖父母），保護者の個人番号確認書類・身元確認書類，幼児教育・保育の無償化に係る電子申請システムについて



答 申 第 898 号
令 和 2 年 9 月 2 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、令和 2 年 9 月 2 日付け神こ事第 1021 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

子育てのための施設等利用給付認定（1号）申請の電子申請における
マイナンバーカードの電子証明書照合のための J-Lis 等との結合について
（条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して）

- 1 幼児教育・保育の無償化事業の対象となる「子育てのための施設等利用給付」の認定申請にあたり、マイナンバーカードを用いた電子証明書を活用した簡易な申請手続にするために、電子申請システムと J-Lis との間で電子計算機結合を行うことは、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、システム及び運用の両面にわたり適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

子育てのための施設等利用給付認定（1号）申請の
電子申請におけるマイナンバーカードの電子証明書照合の
ための J-Lis 等との結合について
（条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して）

別紙
答申 898

【子育てのための施設等利用給付認定(1号)申請にかかる情報】

- ・氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別